

職場で大事なあの人は、家族にとっても大事な人

# 仕事と生活の バランス

vol.43

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会  
ひょうご仕事と生活センター



## contents

### 特集 2-3

#### ひょうご仕事と生活センター 認定・表彰企業学びの会

いまから始まる働き方改革～年次有給休暇5日間取得義務化にどう対応する？～

- 4 姫路に続き尼崎にも阪神事務所を開設
- 5 ひょうご仕事と生活の調和推進認定企業を募集しています／中小企業経営者の皆様へ ひょうごファミリーバック
- 6 私たちの仕事場～「仕事と生活のバランス」最前線～ 太平工材株式会社(姫路市)
- 7 ワーク・ライフ・バランス関連書籍紹介／「兵庫働き方改革推進支援センター」のご案内  
県政トピックス 「三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業」のご案内
- 8 information ワーク・ライフ・バランス キャッチフレーズ募集中



## ひょうご仕事と生活センター 認定・表彰企業学びの会

いまから始まる働き方改革  
～年次有給休暇5日間取得義務化にどう対応する?～

ひょうご仕事と生活センターでは、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組み、成果を収めている認定企業、表彰企業を対象に、毎年セミナーを開催しています。

センター開設10周年を迎えた本年度は5月17日、社会保険労務士の下川正義氏を招いて「働き方改革関連法」についてお話しいただいた後、グループディスカッションを行いました。また、終了後には懇親会も開き、参加者の交流の場となりました。

## ■講演

「働き方改革関連法の基礎と  
年次有給休暇5日間取得義務化」

下川社会保険労務士・  
行政書士事務所代表

下川 正義氏



## ■パートタイマーの有給休暇付与

昨年6月末、「働き方改革関連法」が国会で成立しました。これに伴う多岐にわたる法改正のうち、今年4月1日から全ての企業を対象に施行された労働基準法の「有給休暇の時季指定義務」、労働安全衛生法の「労働時間の客観的方法による把握」について説明します。

まず、有給休暇は入社から6カ月継続勤務し、その期間の労働日のうち8割以上出勤すれば10日、さらにその後1年間継続勤務し、出勤率が8割以上であれば11日を付与することが労働基準法により定められています。

また、パートタイマーも所定労働日数と勤続年数により、有給休暇の権利が発生します。例えば、週4日勤務の場合、入社から6カ月継続勤務し出勤率が8割以上で7日、さらにその後1年間継続勤務し出勤率が8割以上だと8日です。ただし、週4日勤務でも1週間に計30時間以上勤務していれば、フルタイムの従業員と同じ日数が与えられます。

## ■年5日は必ず有給休暇を取得させる

本来、有給休暇は従業員が具体的な日付を指定して会社に届けを出すものです。しかし法改正で、年間10日以上

の有給休暇が付与される管理者も含む従業員に対し、うち5日は会社の義務として取得させることとなりました。5日には、従来通り従業員が申請した有給休暇や計画年休を含めることができるので、これまで自発的に有休を取ってきた人はよいのですが、そうでない人に対しては、会社が従業員の意見を聞き、業務命令として休暇を取らせなくてはなりません。

違反すると、従業員ではなく会社に対し、1人につき30万円以下の罰金が課されます。有給休暇に指定した日に従業員が勝手に出勤した場合も会社が指定義務違反に問われますので、ご注意ください。

これは週4日の勤務で3年6カ月以上、週3日で5年6カ月以上勤務しているパートタイマーも対象になります。年5日の有給休暇は、1日単位または半日単位で半日は0.5日扱いにできます。しかし、時間単位有給休暇は計算に入れることはできません。また、従業員ごとに有給休暇管理簿を作成し、3年間保存する義務があります。

## ■付与日は統一した方が管理しやすい

では、実際にどのように取り組めばよいか。まずは現在の全従業員の有給休暇取得状況と年間の取得予定を把握し、5日未満の人がいれば必ず不足分を取らせてください。会社によっては、5日のうち2日は全社で一斉に取得し、残りの3日を各自で取ると決めている所もあります。

有給休暇を付与するタイミングについては、従業員の入社時期に合わせて各人ごとに付与日を設定していると誰がいつまでに5日取得しなければならないのかなどの管理が大変なので、全員同じ日に設定した方が統一的に管理でき、楽だと思われます。ただし、付与する日数は法定日数を上回る必要があります。



## ■労働時間の把握について

今年4月1日、労働安全衛生法も改正され、会社に対して、従業員の労働時間を把握する義務と、産業医・産業保健機能の強化が課されました。会社は、全従業員（管理者、みなし労働時間制の従業員も含む）の出退勤時刻を含む労働時間の状況を、タイムカードやパソコンのログイン・ログオフの記録など客観的な方法によって把握し、3年間保存しなくてはなりません。また、毎月、1カ月の時間外労働と法定休日労働の合計が80時間を超えた人の有無を産業医に報告するとともに、従業員が医師の面接指導を希望する場合は受けさせる義務があります。

なお、記録されている時間と実際の労働時間が正しく記録されているかのチェックもきちんと行ってください。

## ■抜本的な改革が必要

今回の法改正では、これまで有給休暇の取得率が低かった会社は、働き方を見直さないと年間の総労働時間が減ることにより生産高が下がり業績にも影響を及ぼしかねないため、本気の対策が求められています。

法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、計画年休で一斉年休日として5日間を確保したり、あらかじめ定められた夏季休業日を有給休暇に変更したりするような手法は、実質的に有給休暇の取得促進につながっておらず、望ましくありません。また、従業員にとって賃金は下がらないものの不利益が生じるとも考えられ、理解を得るのも難しいでしょう。

それよりも根本的な対策として、まずは業務の効率を上げて生産性を高めることと、従業員一人ひとりの働き方に対する意識を変えることが大切です。

現在は大手企業だけが対象ですが、来年4月からは中小企業にも時間外労働の上限規制が、またパートタイム・有期雇用労働法、労働契約法による同一労働同一賃金制度が、大手企業は来年4月から、中小企業は再来年4月から導入されます。それまでにしっかりと対策を立て、乗り越えていただきたいと思います。

## ■グループディスカッション

グループディスカッションは、3つのグループに分かれて実施。それぞれ社会保険労務士の資格を持つファシリテーターの進行のもと、自社の有給休暇取得対策や取組状況、労働時間の把握方法、残業削減対策について意見を交換した後、グループごとに発表を行いました。

### 現状と課題、対策について

各グループの発表からは、次のような現状と課題が見えてきました。

- ・有給休暇の取得率は会社によってばらつきがあり、100%に近い会社もあれば、ほとんど取れていない会社もある。また、どの会社にも全く取れていない人が1～2割おり、同じ会社でも取得率に個人差が見られた。
- ・有給休暇の付与日は個人別に行っている会社が多かった。年間スケジュールを作成して管理している会社もある。
- ・勤務時間については、タイムカードやパソコンでの入力など会社によってさまざまだが、自己申告で入力するタイプは実態との誤差が発生していたケースもあった。

また、これらの対策として、次のような意見が出ました。

- ・全社の休業日を設けるほか、カレンダーで推奨日を指定してはどうか。また、リフレッシュ休暇やアニバーサリー休暇を設ければ取得日が偏らないのでは。
- ・管理職を含めた全員の有休取得率を張り出すなど見える化し、取得できていない人には定期的にアプローチする。
- ・勤務時間の管理は、ICカードを使うなどの対策が必要。
- ・全員の仕事量を数値化して調整したり、残業を申請制にしたりするなどの対策で、残業が減らせた例も。
- ・有給休暇の取得も残業減についても、管理職が自ら率先して行動で示すべき。残業が減れば管理職がほめるなど、従業員の士気を高めることも大切。

### 講師からのアドバイス

有給休暇取得率は人によってばらつきがあるのが現状。管理者はいかにして全員に取得させるかを考えなくてはなりません。

そして、大切なのは従業員の意識改革と休みやすい風土づくりです。コミュニケーションを大切に、明るい職場を目指しましょう。





# 姫路に続き 尼崎にも阪神事務所を開設

5月15日、阪神・丹波地域を担当する阪神事務所を尼崎市中小企業センタービル内に開設しました。機動力を生かして、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業を増やし、その実現を支援していきます。



●JR「姫路」駅南口から南東へ徒歩10分

## 姫路事務所

〒670-0947

姫路市北条1-98

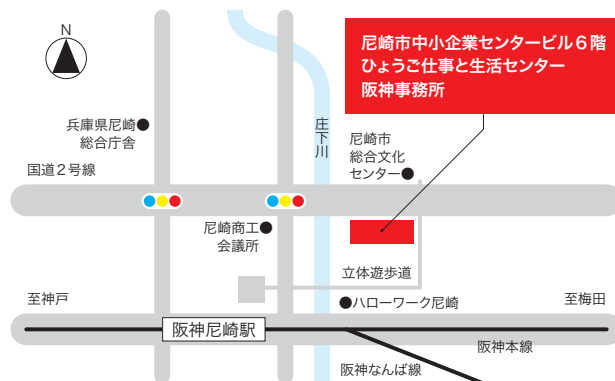
兵庫県立姫路労働会館1階

開館 月～金曜 9:00～17:00

TEL 079-288-2603

### 管轄地域

姫路市、市川町、福崎町、神河町、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町



●阪神電鉄「尼崎」駅北出口から北東へ徒歩5分

## 阪神事務所

〒660-0881

尼崎市昭和通2-6-68

尼崎市中小企業センタービル6階

開館 月～金曜 9:00～17:00

TEL 06-6481-1888

### 管轄地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、神戸市東灘区、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、丹波篠山市、丹波市



公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

## ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011

神戸市中央区下山手通6-3-28

兵庫県中央労働センター1階

開館 月～金曜 9:00～17:00

TEL 078-381-5277（詳細は裏表紙参照）

### 管轄地域

神戸市（東灘区以外）、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、洲本市、南あわじ市、淡路市

企業・団体の「仕事と生活の調和」  
（ワーク・ライフ・バランス）実現を  
お手伝いします!!

お気軽に  
お問い合わせ  
ください



「宣言企業」の次は「認定企業」を目指しましょう！

## ひょうご仕事と生活の調和推進認定企業を募集しています

### 認定企業とは？

「仕事と生活の調和」実現に向けて、多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進、多様な人材の活用等に向けた取組を実施し、一定の成果を収めている企業・団体を認定します。

### 認定されると？

- ・認定企業としてホームページ等で広報します。
- ・ハローワークの求人票や求人広告などでPRできます。
- ・県と連携協定を結んでいる金融機関等で優遇金利での融資など、金融面で支援を受けられます。

### 認定対象は？

「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」に登録されている県内事業者で、「ワーク・ライフ・バランス Web 自己診断システム」の総合評価で、おおむね星印が2つ以上である場合、認定対象とします。

### 募集時期は？

1年度に2回募集しています。

#### 【本年度スケジュール】

第1回募集：2019年7月10日（水）締切  
第2回募集：2019年12月ごろ募集予定

企業説明会で  
認定企業だと伝えた  
ところ、多くの学生が  
集まってくれた。

認定  
されたことで、  
従業員の意欲が  
高まった。



## 中小企業経営者の皆様へ

ひょうごファミリーパックは  
入会金ゼロ、“月会費500円／人”で、大企業並みの福利厚生が実現します。

人材の確保

社員の健康

業績の向上

ワンコインで  
職場が生き生き！

経営者の方にも社員さんにも嬉しいメニューが！

NEW! ●インフルエンザ予防接種補助（最大3,000円／人）  
配偶者も！

NEW! ●人間ドック補助（最大20,000円／人）  
配偶者も！

●パート、アルバイトさんの会費1/2を助成

●勤続報奨金など12種類の給付金を支給

●提携施設で使える利用券32,500円分  
（内、食事券など最大8,000円）

●東京ディズニーランドが最大35%OFF

## ひょうごファミリーパック

（公財）兵庫県勤労福祉協会 共済部 ☎078-351-6786



# 私たちの仕事場

～「仕事と生活のバランス」最前線～

## 残業は少なく行事は多彩 皆が笑顔で働ける職場に

姫路市の臨海部に拠点を置き、ステンレスなどを取り扱う専門商社、太平工材株式会社。業務の効率を上げることで残業を減らし有給休暇の取得を進めるほか、毎月多彩な行事をし、社の結束力を高めています。



執務室に隣接するカフェスペースで仕事の合間にリフレッシュ

## 太平工材株式会社

### 離職者の多さが課題に

同社は1976年、姫路市で創業。当時、新素材として注目され始めていたステンレスやアルミニウムなどの金属資材を切断加工して地元の鉄工所などに納品する地域密着型の専門商社として、日本経済の成長を追い風に発展してきました。現在では、2年前に新設した本社工場と近隣の2つの工場など、兵庫県や京都府で事業を展開しています。

社長の平位稔之さんが入社した1990年ごろは、従業員25人前後。「翌日納品」をモットーに毎日遅くまで残業するのが当たり前で、休日出勤することも多々あり、「仕事がきつくてやめる人が多かったですね」と振り返ります。時期を見計らいながら交代で代休を取るなどしていましたが、従業員はなかなか定着しなかったそうです。

### 効率を上げ残業を減らす

2007年社長に就任した平位さんは、残業を減らす取組を開始。まず、毎月行われる環境管理会議や安全衛生会議などで残業時間の目標を立てて結果を検証、目標を達成できなければその都度対策を考えました。また、6年前に最終退社時間を20時に定め、それ以降は残業しないよう取り決めました。2年前には19時に、さらに今年から毎週水曜のみ18時に早めました。「毎日、退社時間が近づくと館内放送で蛍の光を流しています」とユニークな試みも見られます。

同時に、業務の取り組み方においても見直しを検討。例えば、それまで1つの案件を1人で担当していたのを営業、生産管理、事務、配達など5、6人がチームを組んで分業することで作業効率が向上。工場も1台の機械を1人の担当から3人が扱えるようにしたことで、互いに手伝えるようになりました。さらに、工場内に輸送車が停車できるスペースを増やしたことで、複数の案件を並行して進められるようになり、不要な待ち時間が消滅、納期短縮につながりました。「以前は月平均40時間以上発生していた残業が今では10時間以下になりました。残業時間ゼロの人もたくさんいます」と平位さんは笑顔を見せます。

### 行事を通して絆を深め楽しく働く

残業削減のほか、有給休暇の取得促進にも力を入れている同社。2016年以降、社の休業日2日に加え、あらかじめ従業員が決めた3日の休暇日を申告してもらい計画的に有給休暇が取得できるようにしています。また、2017年に完成した新工場には「キッズルーム」を併設しており、子育てと仕事の両立を支援しています。「有給休暇もしっかり取れるようになったことで、今では離職者はほぼ見られなくなりました」

目下の課題は、新卒者を継続して確保し続けること。同社では2009年から毎年数人ずつ新卒者を採用、今では平均年齢30歳の若さあふれる企業になりました。彼らが互いにコミュニケーションを深め楽しく働けるよう、毎月第1土曜を社内行事の日に設定、忘年会や社員旅行などの定番行事はもちろん、各自がオススメの本を紹介する「読書感想発表会」や講師を招いてコントなどを体験する「お笑い研修」などさまざまな行事を催しています。

「皆で共通の体験をすることで仲間意識が高まりました。大手にはかなわない面はありますが、これからも一人ひとりが個性を発揮して楽しく働ける会社にしていけたら」と抱負を語る平位さん。若いフレッシュな人材と抜群のチームワークを強みに、さらなる社業の発展を目指します。



代表取締役社長の平位さん

### 太平工材株式会社

事業内容 ステンレスなどの加工販売

従業員数 79人

所在地 姫路市飾磨区細江1210-1

T E L 079-233-0921

<http://www.taiheijp.co.jp/>

## ワーク・ライフ・バランス関連書籍紹介

WLB  
BOOKS



### 「子育て経営学」(2018年8月刊行)

本書は、次世代を担う若き10人のリーダーを対象に、子育てにどのように関わり、どのような“人育て”に挑戦しようとしているのかをインタビューしたものです。最初に登場する経営学者は、経営と子育てに共通するのは「自己肯定感を高めることの重要性」だが、子育ては「正解のない究極の学習」であると述べます。また9人の経営者たちは、子育てとは何かという質問に対してそれぞれ ①人生を分かちあうこと ②人生の追体験 ③発見と貢献 ④エンターテインメント ⑤最強のエクスペリエンス ⑥自分づくり・世の中づくり ⑦成長の鏡 ⑧共に育つこと ⑨安心して挑戦できる環境づくり、と答えています。これらを踏まえ著者は、経営トップの子育て参加が「柔軟な働き方」を推進し、豊かな未来をつくとまとめています。

著者：宮本恵理子 発行：日経 BP 社

※上記書籍はひょうご労働図書館で閲覧、貸出できます

## 「兵庫働き方改革推進支援センター」のご案内 ～「働き方改革」に取り組む県内の事業主の皆さまを支援します～

今年4月から、時間外労働の上限規制、年次有給休暇の確実な取得、正規社員と非正規社員の不合理な待遇差の禁止を定める改正法が順次適用されます。兵庫働き方改革推進支援センターでは、中小企業向けにさまざまなサポートを実施していますので、ぜひご利用ください。

- 相談内容 「働き方改革」に関連するご相談にワンストップで対応  
(例：人手不足の解消、労働時間の見直し、助成金の活用)
- 相談方法 電話、Eメール、来所、社会保険労務士等専門家による事業所訪問
- 相談料 無料

問い合わせ先／兵庫働き方改革推進支援センター ☎0120-79-1149  
神戸市中央区港島中町6-1(神戸商工会議所会館9階)

兵庫働き方改革推進支援センター

検索

## 「三大疾病療養者の治療と 仕事の両立支援事業」のご案内



兵庫県では、がん等に罹患しても離職することなく、治療と仕事を両立できる環境の整備を目的とし、治療のために一時休職する従業員の代替職員を雇用した場合、その賃金の一部を助成する事業を本年度新設しました。

- 対象企業 健康づくりチャレンジ企業(従業員数が300人以下)、事業所等(従業員数が100人以下)
- 対象経費 3大疾病(がん、脳卒中、心血管疾患)の治療のために休職する従業員の代替職員の賃金
- 補助額 代替職員の賃金の2分の1(上限10万円/月)
- 補助期間 最大7カ月

問い合わせ先／兵庫県疾病対策課 ☎078-362-3202

三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業

検索



# ワーク・ライフ・バランス キャッチフレーズ募集中

ワーク・ライフ・バランス(WLB)の実現に向けてさらなる普及を図るため、WLBの取組を促進するキャッチフレーズを募集します。グランプリ作品はカレンダーやポスターに使用するなど、広く活用します。皆さんからの応募をお待ちしています！

【内容】働き方改革を進め、ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するキャッチフレーズ

【対象】兵庫県内に在住・在勤・在学の人

【応募方法】①キャッチフレーズ ②キャッチフレーズの説明 ③郵便番号 ④住所 ⑤氏名 ⑥年齢 ⑦性別 ⑧電話番号 ⑨メールアドレス ⑩勤務先(学生の方は学校名)を応募用紙またはハガキに記入の上、センターへ郵送。FAX または Eメールで応募。※応募用紙は、ひょうご仕事と生活センターのホームページからダウンロードできます

オンライン  
フォームは  
こちら↓



〈2019年卓上カレンダー〉

【締め切り】2019年8月2日(金)

【表彰】グランプリ(兵庫県雇用対策三者会議賞)  
1点(副賞 3万円)  
準グランプリ(兵庫労働局長賞・働き方改革賞)  
1点(副賞 1万円)  
佳作(ひょうご仕事と生活センター長賞)  
2点(副賞 5千円)

昨年の受賞作品

職場で大事なあの人、  
家族にとっても大事な人

あなたの作品が  
カレンダーやポスターに  
なります



## センターの主な事業

### ワンストップ相談

ワーク・ライフ・バランスに関する相談や質問を受け付けています。  
(面談、電話、メールで対応)

### コーディネーター、コンサルタントの派遣

コーディネーターやコンサルタントが企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランス推進に必要な専門家の派遣など最適なサポートを提案します。

### 研修・実践支援の実施

相談に応じて、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた研修や担当者への実践的なアドバイスを実施します。

### 健康管理相談

従業員の健康に配慮した具体的な取組や対策について、企業の相談に応じます。

### 中小企業従業員意識調査

従業員の今の職場についての意識をアンケートにより数値化し、優先的に取り組むべき課題などを把握することができます。

### 企業助成

ワーク・ライフ・バランスの推進を支援するための各種助成金を用意しています。

## 公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター1階

TEL 078-381-5277 FAX 078-381-5288 E-mail info@hyogo-wlb.jp

開館 月～金曜 9:00～17:00(祝休日、年末・年始を除く)

### 阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通2-6-68

尼崎市中小企業センタービル6階

TEL 06-6481-1888

### 姫路事務所

〒670-0947 姫路市北条1-98

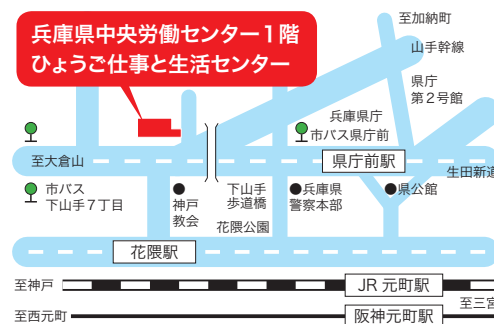
兵庫県立姫路労働会館1階

TEL 079-288-2603

携帯、  
タブレットから  
アクセス  
できます。



兵庫県中央労働センター1階  
ひょうご仕事と生活センター



- 神戸市営地下鉄「県庁前」駅西出口③から西へ徒歩7分
- 神戸高速鉄道「花隈」駅東口から北へ徒歩9分
- JR「元町」駅西口から北西へ徒歩12分
- 阪神電鉄「元町」駅西口から北西へ徒歩14分

<https://www.hyogo-wlb.jp/>

ひょうご仕事と生活センター

検索